平成２３年（フ）第３号
宮崎市江平西２丁目３番59号―北号
債務者　黒川千恵子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市西陵５丁目15番１号
債務者　川口　りえ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２号
鹿児島県鹿児島市西陵４丁目17番４号
債務者　福元　篤寛
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字浄光西８番地
債務者　椎名　耕一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１２号
福島県いわき市小名浜下神白字狩亦46番地の３
債務者　只野あけみ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３０号
福島県いわき市鹿島町久保３丁目３番地の14
債務者　白土シヅエ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１０５９号
兵庫県尼崎市大島１丁目28番２号６号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町３丁目６番10号２Ｆ
債務者　大林　哲男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県尼崎市東難波町２丁目６番33号　コウホウハイツⅡ201号
債務者　平川　智美
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６号
兵庫県西宮市能登町11番34―103号
債務者　小松　精一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７７号
兵庫県西宮市能登町11番34―103号
債務者　小松　寛子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６７号
徳島市論田町本浦下116番地の５
債務者　畑中　佑介
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２号
徳島県阿波市土成町郡533番地１
債務者　元村　俊和
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４０号
福井市月見３丁目９番25号、住民票上の住所滋賀県草津市野路東５丁目16番26―102号ハイツ玉川Ⅱ
債務者　小谷瑠美子（申立時の姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
福井県越前市新保１丁目４番19号　メゾン西武106
債務者　永宮　明弘
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
福井県越前市高木町第12号２番地の11
債務者　山田　裕幸
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
福井市つくし野１丁目449番地
債務者　高橋　秀和
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
兵庫県伊丹市寺本１丁目44番地１　すばるハイツ103号
債務者　田村　みほ（旧姓岩部）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県宝塚市ゆずり葉台３丁目１番２号
債務者　中山　艶子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部